

交	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			

運 免 第 2 8 8 号
令 和 6 年 6 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

令和6年能登半島地震に伴う運転免許証の有効期間等の満了日の延長措置の終了に伴う周知等について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、運転免許証の有効期間を始めとする運転免許行政上の各種権利利益の存続期間については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づく措置として、令和6年1月1日から6月29日までの間にその満了日を迎える場合にあっては、6月30日まで延長する措置が講じられたところであるが、同措置の対象となっている者は、当該期日までに更新を受けなければ運転免許証を失効することとなる。

延長期日は6月30日までとなっているが、6月30日が日曜日に当たるため、道路交通法第92条の2第4項の規定により、その翌日の7月1日が延長期日とみなされることから、取扱いに誤りのないよう留意されたい。

なお、問合せがあった場合には、別添の警察庁交通局運転免許課が作成した資料を活用するなどして、遺漏のないようにされたい。

担当 運転免許課 企画係

和6年能登半島地震に伴う運転免許証の有効期間等の延長措置の終了について

運転免許証の有効期間等の延長は令和6年6月30日までとなります。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生	
住所	■■県〇〇市△△町□□		
交付	平成●●年△月□日 12345		
有効期限	2024年（令和6年）1月1日まで有効		
免許の条件等	優良		
番号	第 123456789000 号		
二小	平成05年07月01日	種別	大型
他	平成07年08月10日		中型
二種	平成14年09月20日		準中型
			普通
			大特
			大自
			普一
			引一
			引二
			公安委員会

【対象となる方】

令和6年能登半島地震により被災された方で、
有効期間の末日（左の場合、令和6年1月1日）が、
令和6年1月1日（注）から令和6年6月29日までの方

（注）道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます。

令和6年6月30日の直前は、窓口が混雑することが予想されますので、
お早めの更新手続きをお願いいたします。

※御不明点がございましたら、最寄りの警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。